福知山市監査委員告示第８号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により公表する。

令和２年３月１９日

福知山市監査委員　　長　坂　　勉

福知山市監査委員　　足 立　　伸 一

監 査 結 果 報 告

１　監査の種類

財政援助団体等監査

２　監査の対象年度

平成３０年度及び令和元年度

３　監査の実施期間

（１）書 類 監 査

令和２年１月３０日から令和２年２月１８日まで

（２）実 地 監 査

令和２年２月１８日

４　監査の対象団体等

公の施設の指定管理者のうち、次の指定管理者及び指定管理施設を抽出し、監査の対象とした。

（１）指 定 管 理 者

有限会社　京都事務機販売

（２）所　　管　　課

建設交通部都市・交通課

（３）対象指定管理施設

福知山市駅前広場及び福知山市自転車等駐車場

（４）施 設 所 在 地

ア　福知山市駅前町１０３７番地（福知山駅南口広場）

イ　福知山市駅前町１０２１番地（福知山駅北口広場）

ウ　福知山市駅前町４３３番地（市営福知山駅東駐輪場）

エ　福知山市駅前町４４１番地（市営福知山駅西駐輪場）

（５）指定管理者の選定理由

公募により申請のあった５団体から、施設の設置目的達成のためにより効率的、効果的な管理運営が見込まれると判断され指定管理者として指定された。

（６）指 定 管 理 料

平成３０年度　３５，４２７，０００円

令和元年度　　３５，５０１，４３５円

（７）指定管理期間

平成２９年４月１日から令和６年３月３１日まで

５　監査の方法

監査は、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を抽出により検査するとともに、所管課には聴取を行い、また、指定管理者にあっては管理施設に赴き状況を確認するとともに聴取を行い、監査を実施した。

６　監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われていることから、所期の成果をあげているものと認めた。

しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第１９９条第１２項の規定によりその旨を通知されたい。

（１）指定管理者に係る事項

基本協定書において、指定管理業務固有の金融機関口座を開設し、業務実施に係る支出及び収入を適切に管理することが規定されているが、入金された指定管理料が一部を除き一括して出金処理されていた。自社の業務と指定管理業務をより明確に把握できるよう管理されたい。

（２）所管課に係る事項

ア　指定管理者に収納を委託している経費の一部において、その根拠が明瞭でないものがあったので整理されたい。

イ　放置自転車等の処理費用として、その撤去や保管に係る所有者負担額が規定されていないものがあったので整理されたい。

ウ　障害者が利用されるにあたり、駐車料金の減免処理が行われているが煩雑な事務になっており、条例において障害者の使用料を規定するなど、事務手続きを簡素化することを検討されたい。